

国民年金はみんなが加入者です

ID 1002827 日本年金機構立川年金事務所 ☎042-523-0352、市保険年金課(年金係)☎514-8289

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。老後の収入保障だけでなく、障害や死亡といった不慮の事故などにより本人や家族の生活の安定が損なわれないよう、みんなで保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

加入者の種類

ID 1002763

職業などにより3種類あります。▶第1号被保険者…自営業、学生、無職の方など▶第2号被保険者…厚生年金保険に加入している会社員や公務員など▶第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

次のいずれかに該当する方は希望により任意加入ができます

①60歳以上65歳未満の方で、年金額を満額に近づけたい方や、老齢基礎年金の受給資格(原則10年の納付期間)を満たしていない方②65歳以上70歳未満の方で、受給資格を満たしていない方(受給資格を満たすまで加入できます)③外国に住んでいる日本人で、20歳以上65歳未満の方

国民年金保険料は1カ月16,540円(令和2年度)

ID 1007192

第1号被保険者は、自分で保険料を納めます。第2号被保険者は、給与から天引きされる厚生年金保険料に含まれているので、自分で納める必要はありません。

なお、第1号被保険者で将来に年金をより多く受けたい方は、1カ月400円の付加保険料を納めることができます。

保険料の納め方

ID 1007193

日本年金機構から送付された納付書で、銀行などの金融機関やコンビニエンスストアで納めます。納付期限は翌月末です。

口座振替、クレジットカードなどの納付方法もあります。口座振替には、当月末に引き落とすことにより月50円割引される「早割」があります。また、保険料をあらかじめ6カ月分・1年分・2年分をまとめて前納すると割引される制度もあります。

立川年金事務所または市役所1階保険年金課で申請してください。

国民年金保険料を納めることが困難な方へ

ID 1002836

①法定免除

ID 1002839

生活保護法による生活扶助や障害年金(1級・2級)を受けている方は、届け出により保険料の全額が免除される場合があります。

②産前産後期間の免除

ID 1011490

出産を行った際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。※出産予定日の6カ月前から受け付け

③申請免除

ID 1002840

保険料の全額が免除される全額免除と、保険料の一部を納付することにより残りの保険料が免除となる一部納付があります。本人・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得に基づき判定されます。

④納付猶予制度(50歳未満の方が対象)

ID 1002838

50歳未満の本人および配偶者の前年の所得が全額免除基準以下の場合、同居の世帯主の所得にかかわらず、申請して承認されれば保険料納付が猶予されます。

⑤学生納付特例制度

ID 1002841

学校法人などの学生は、前年所得が一定の基準以下の場合に申請して承認されれば保険料納付が猶予されます。

申請手続 立川年金事務所または市役所1階保険年金課へ持参持ち物 ①③④本人確認できるもの、年金手帳②本人確認できるもの、年金手帳、印鑑、出産予定日の分かる書類(母子手帳など)⑤本人確認できるもの、年金手帳、学生証

その他 ①③④⑤について、保険料の免除などが承認された期間については、10年以内であれば一定の金額を加算して保険料を遡って納めることができる追納制度あり。退職(失業)した場合には、雇用保険被保険者離職票などの写しにより申請できる特例制度あり。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合には、令和2年2月分以降の国民年金保険料の納付が免除・猶予される臨時特例措置あり

こんな年金が受けられます

▶老齢基礎年金

ID 1002843

国民年金保険料を納めた期間と免除期間などをあわせて10年以上ある方に、原則として65歳から支給されます。20歳～60歳の40年間にすべて保険料を納めた場合に満額支給(令和2年度は年額78万1,700円)となります。

▶障害基礎年金

ID 1002844

国民年金の加入中に初診日があり、保険料納付などの要件を満たした方が、病気やけがで日常生活に著しく支障がある状態と認定されたときに支給されます。

なお、20歳前に障害の状態になった場合は、20歳から年金が請求できます(一定の所得制限あり)。

▶遺族基礎年金

ID 1002846

国民年金に加入中の方などが亡くなったとき、保険料納付などの要件を満たしていれば、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者または子が受けられます(子とは18歳到達年度内または20歳未満で障害の状態にある子)。

また、第1号被保険者の死亡に関わる遺族への年金給付として、寡婦年金・死亡一時金の制度があります。

▶年金生活者支援給付金制度

ID 1012332

公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして給付金が支給される制度です。新たに対象となる方には日本年金機構から10月中旬ごろから案内が送付されています。同封のはがき(同給付金請求書)に記入し、お早めに同機構へ申請してください。

社会保険料控除証明書(国民年金保険料分)が送付されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除対象です。

今年1月～9月末に納付された方には、11月中旬に日本年金機構から控除証明書が送付されます。年末調整や確定申告などにご利用ください。

4 職員の分限および懲戒処分状況

分限処分は、職員に一定の事由がある場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その目的は公務能率の維持と向上を図ることにあります。分限処分は、免職、休職、降任、降給の4種類です。

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うたためになされる処分です。その目的は公務における規律と秩序を維持することにあります。懲戒処分は、免職、停職、減給、戒告の4種類です。

(1) 分限処分者数(令和元年度)

(単位:人)

区分	免職	休職	降任	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	41	0	0	41
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0
計	0	41	0	0	41

(2) 懲戒処分者数(令和元年度)

(単位:人)

区分	免職	停職	減給	戒告	計	訓告など
法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反または職務を怠った場合	1	0	0	0	1	6
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	2	2	4	0
計	1	0	2	2	5	6

※訓告などとは、懲戒処分に至らない行為でその責任を確認させ将来を戒めるための措置です

5 職員の服務の状況

(1) 職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たり全力で専念しなければなりません。職員が守るべき義務は次の通りです(単位:人)

区分	内容	違反者数
職務命令などに従う義務	職員は法令などの定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の不名誉となる行為をしてはなりません	4
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません	0
職務専念義務	職員は法律などに特別に定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません	1
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与するなどの政治的行為が禁止されています	0
争議行為などの禁止	職員は争議行為などが禁止されています	0
営利企業などの従事制限	職員は営利企業などに従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。なお、公務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断できるものについては、任命権者の許可を得ることによって営利企業などに従事することができます	0

(2) 職員は任命権者の承認を得て、職務専念義務を免除される場合があります(令和元年度)

区分	延べ件数	延べ人数	総時間
職員が職員の給与、勤務時間その他の勤務条件などに関して適法な交渉を行う場合	11件	70人	157時間

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修状況(令和元年度)

職員の能力向上のため、毎年研修を実施しています。

区分	人数
庁内研修(能力開発研修など)	4,018人
派遣研修(市町村職員研修所など)	406人
合計	4,424人

(2) 人事評価の概要(令和元年度)

職員の職務で発揮された能力について、毎年評価を行っています。

評価の回数	1回
評価の期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
評価の対象人数	1,377人

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、日野市職員互助会を設置し、職員の元気回復、その他福利厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費および市の負担金などで運営されています。

また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において分担拠出する財源により、短期給付事業(医療関係など)、長期給付事業(年金関係)、福祉事業(人間ドック事業など)を行っており、厚生年金、国民年金、健康保険および国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

(2) 公務災害などの状況(令和元年度)

公務上、通勤途上の災害により、負傷などした場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。適用件数については下記の通りです。

区分	地方公務員災害補償法	条例	労働者災害補償保険法
件数	17件	0件	22件

(3) 健康診断の状況(令和元年度)

職員の健康管理のため、毎年健康診断を実施しています。定期健康診断の受診者数などについては下記の通りです。

区分	受診者数
一次	1,606人
二次	8人

8 公平委員会の業務の状況(令和元年度)

職員は、懲戒その他、その意に反する不利益な処分を受けた場合、公平委員会に審査請求をすることができます。また、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適切な措置が取られるべきことを要求することができます。

区分	件数
不利益処分の審査請求	0
勤務条件に関する措置要求	0

9 職員の退職管理の状況(令和元年度)

職員で課長職以上であった者は、退職後2年間、管理職として関与していた職務に関する働きかけを禁止されています。また再就職情報の届け出義務があります。

対象者数	再就職の届け出状況						
	本市再任用	他の地方公共団体など	非営利法人など	営利法人	自営業	再就職しない	その他
18人	5人	0人	7人	1人	0人	4人	1人